

# 清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 入札説明書に関する第1回質問に対する回答

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
1	3	表						平成20年8月31日(木)に落札者の決定公表とありますが、曜日が違います。曜日が日付、どちらの間違いでしょうか。	平成20年8月29日(金)と訂正します。
2	4	2	1	2				実施方針質問回答110番の確認ですが、構成員及び協力企業はその担当する業務につきSPCから直接受注しても、他の構成員等の下請けとなっても構わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	4	2	1	2				「協力企業」とは、「出資を予定していない企業」との記載がありますが、実施方針に関する質問に対する回答番号107「PFI事業の範囲に示す業務以外を担当する企業が構成員または協力企業になることは可能」及び同回答番号110「担当する業務をSPCから直接受注しても、他の構成員もしくは協力企業の下請けとなっても問題ない」として考えても宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	5	2	2	2	イ			学校建築におけるホールは建築基準法上は講堂となりますが、劇場・ホール施設の「実績」と考えてよろしいでしょうか。	音楽、演劇等の上演を主目的とする「舞台及び段床に固定された1,000席以上の客席を有する施設」に係る実績とします。
5	5	2	2	2	イ			共同企業体による設計実績も参加資格として申請してよろしいでしょうか。	代表構成員を務めた場合に限り共同企業体による設計実績も参加資格の認定対象とします。
6	5	2	2	4	イ			施工した実績について 「平成5年度以降に延床面積～」とありますが、平成5年度以降に竣工した物件の実績という理解でよろしいでしょうか。あるいは、平成5年度以降に契約あるいは着工した物件の実績ということでしょうか。	「平成5年度以降に竣工した～」と訂正します。
7	8	3	2	1				「審査に当たっては、-2(2)から(5)に掲げる資格実績要件を有していない者も開札時において資格実績要件を満たしていることを条件として入札参加があることを確認するものとする。」との記載がありますが、これは「7月7日時点で-2(2)から(5)に掲げる資格実績要件を満たしていなくとも、7月31日時点で満たせば良い」と理解して宜しいでしょうか。	開札は平成20年8月25日(月)です。
8	9	3	2	1	工	サ	D	2008年3月期決算数値は2008年5月中には明らかにはなりませんが、正式には6月下旬の株主総会の議決を経なければ確定値とはなりません、したがって直近3カ年分の決算書類を7月7日までに提出せよとのご指定は印刷が間に合わない可能性も高く、極めて厳しいものがあります。直近を除く2004～2006年度の3カ年でよろしいでしょうか。	2007年度分の決算書類の提出が入札参加資格登録の受付締切までに間に合わない場合には、2004～2006年度分の決算書類を提出してください。
9	11	3	4	3				提案内容をより正確に静岡市や審査委員にご理解いただくため補足資料として例えば、模型等の提出もよろしいでしょうか。	不可とします。(No11参照)
10	11	3	4	3				提案書の提出部数は20部となっていますが、印刷費がかさむため、極力部数を減らしていただきたいのですが、やはり20部必須でしょうか。実務的に変更点の修正などが容易に効かなくなるのですが。	変更予定はありません。
11	13	3	4	3	コ	ノ		外観透視図は模型写真でもよろしいでしょうか。	不可とします。(No9参照)
12	15	3	4	4	ア			施設整備費のうち合併特例債の対象となる金額とはどの範囲でしょうか。	入札説明書添付書類5様式集(2)様式401参照。
13	17	3	6	3				開札は、各入札者が同時立会いの下行われるという理解でよろしいでしょうか。	開札場は公開とします。

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
14	19	4	2					プレゼンテーションの詳細については、準備等に時間が必要なため、入札参加資格審査結果通知（H20/7/11）以降ではなく、早期に教えていただけませんか。 また、詳細の内容としては、プレゼンテーション持ち時間、参加人数、説明材料手段（パワーポイント、図面、報告書、説明用概要版資料等）を教えてくださいませんか。	詳細については、別紙の通りを予定しています。
15	19	4	2					プレゼンテーションの実施についての質疑回答もできるような配慮をいただけませんか。	ご意見として承りました。
16	21	5	5	4				S P Cが～することがあるとなっており、事業者側に起因するものである場合は当然と理解できますが、同様に静岡市が事業契約締結をしない場合についても、同様の条件で違約金を事業者側が請求できるようにしていただけないでしょうか。	変更予定はありません。（特定事業仮契約書案かがみ - 7 参照）
17	21	5	5	2				提案時の基準金利設定日は平成20年6月30日で、契約金額の基準金利設定日は仮契約の締結5日前とあります。契約金額の基準金利設定日が他の案件と比較して早すぎると感じております。このような設定日を定めた理由をお示し願います。	入札提案書の作成及び仮契約の事務手続きを考慮した結果です。
18	23	6	1					市に対する支払い請求権（債権）は一体不可分とされておりありますが、施設引渡後の割賦債権を維持管理・運営等のサービス費と一体不可分としてしまうと、金融機関からの融資条件が非常に不利（高金利の融資条件）になり、事業者側および静岡市にとっても不必要なコスト（余分な金利）を支払うこととなり得策ではありません。事業自体への資金投入のためにも割賦債権と維持管理・運営等のサービス費については区別していただけないでしょうか。	ご意見として承りました。 なお、施設引渡後、割賦債権（サービス購入料B）は確定債権とし、維持管理・運営モニタリングの減額対象とはしません。
19	23	6	2	5				事業者が直接収受する利用料金収入はサービス購入料Eから控除されるのでしょうか。（24頁ではサービス購入料Dから控除されることになっています。）	利用料金収入についてはサービス購入料Eから控除するものとします。よって24頁を修正します。
20	24	6	2	表				「サービス購入料D」はEの間違いということによろしいでしょうか。	No19参照。
21	25	6	3	2	ア			ここで定義される年度とは静岡市の年度であり、すなわち毎年4月1日から翌年3月31日という理解でよろしいでしょうか。また、事業者が設立するS P Cの事業年度については、決算期の都合、事業者側の判断にて設定できるという理解でよろしいでしょうか。（例えば、最大出資する会社が1月～12月を事業年度とする都合、設立されるS P Cの事業年度を1月～12月とできるということ）	前段：ご理解の通りです。 後段：事業者にて判断して下さい。  ただし、各種の年度計画書及び業務報告書等については、必ず静岡市の年度に合わせて、毎年4月1日から翌年3月31日を期間として作成してください。
22	25	6	3	3	ア			サービス購入料Cについては、モニタリングの影響を受けず、提案価格満額がイで定められる期日に支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
23	27	7	1	3	ア			「設計変更に関し定期的に市に報告を行うとともに、」との記載がありますが、ここでいう”定期的”とは、どの位の頻度を想定されているのでしょうか。	設計変更の内容により異なります。
24	28	7	2	4				地中障害物を撤去する必要が生じた場合、選定事業者の責任のもとに行う旨記載がありますが、特定事業仮契約書案第28条記載の通り地中障害撤去に伴い、乙の追加的な費用が発生した場合に市が負担すること及び完成の遅延が見込まれる場合、協議の上、引渡予定日を変更することができるのでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、選定事業者の市からの要求水準以上の提案に基づき、特殊な工法等により地中障害物を撤去する必要が生じた場合は選定事業者の負担と責任で実施することとなります。
25								「実施方針（平成20年2月変更）」 -1-(2) 平成19年8月版では、「施設本体 延床面積 概ね12,300㎡程度」との記載がありましたが、今回記載がありません。延床面積の縛りはないということでしょうか？記載がなくなったことの説明をお願いします。	民間事業者の創意工夫の中で、市が要求する諸室機能・規模等を満たす提案であれば、施設全体の延床面積は問わないという趣旨です。

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 要求水準書に関する第1回質問に対する回答

番号	頁	記号1						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
1	7	2	1	4	イ	オ	市民説明会等への協力とは、パースや図版の提供程度を指すと考えてよろしいでしょうか。	平成19年12月7日「清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 要求水準書（案）」に関する質問に対する回答」No参照。	
2	11	2	2	2	キ		「防災安全計画」とは市から貸し出された「清水駅東地区文化施設PFI関係資料」の中の「事業予定地にかかる防災計画案」として示されている「防災対策ガイドライン（案）」をさすという認識でよろしいでしょうか。（H19年12月7日質疑回答30参照）	ご理解のとおりです。	
3	11	2	2	2	キ		「防災安全計画」の資料である、「防災対策ガイドライン（案）」内において「3.3.1市街地側対策-（1）津波への対応 津波防護対策3」対象地域の土地の嵩上げが誘導されていますが、指針となる数値はありますか。	特にありません。	
4	11	2	2	2	キ		「防災安全計画」の資料である、「防災対策ガイドライン（案）」内において「3.3.1市街地側対策-（1）津波への対応 津波避難対策3」津波避難ビルを指定する」とありますが、本施設は津波避難ビルにあたるのでしょうか、またその場合「津波避難ビルとしての機能」とはどのようなものなのでしょうか。	津波への対応としては、人工地盤を津波避難施設（津波避難ビル同等）と考えており、24時間自由にアクセス可能な施設とします。	
5	11	2	2	2	キ		「防災安全計画」の資料である、「防災対策ガイドライン（案）」内において「3.3.1市街地側対策-（2）コンビナート災害時対策 1）防火用貯水槽の整備」で「一定規模以上の施設への設置を義務づける」とありますが、具体的な規模をあらわす数値があればご教示ください。	防火用貯水槽の義務づけはありません。	
6	11	2	2	2	キ		貴市の特別防災区域に係わる災害発生時の対策計画についてお示しいただけませんでしょうか。	静岡市文化振興課にて閲覧可能です。	
7	12	2	3	1	カ	イ	将来の増築等について具体的な予定はありますか。	ありません。	
8	12	2	3	1	ク	イ	「（指針については資料編参照のこと）」との記載がありますが、資料編の掲載をお願いします。	<a href="http://www.city.shizuoka.jp/deps/bunka/east-shimizu-st_bunka_suijyunsho.html">http://www.city.shizuoka.jp/deps/bunka/east-shimizu-st_bunka_suijyunsho.html</a> 参照	
9	12	2	3	1	ク		東海地震の際の詳しいハザードマップはあるのでしょうか。（他都市ですと、どちらの方向からどの位の津波が来るか想定地図があるところもあります。）	静岡県の総合防災情報支援システムによる「静岡県第三次地震被害想定結果」を参照してください。	
10	12	2	3	1	ケ	イ	津波避難施設として要求される機能・性能をお教えください。	内閣府で示されている「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」の第2章、第1節構造的要件等を参照してください。	
11	13	2	3	3	ウ		接続工事等の建築コストに影響を与えるため、既存清水駅東西自由通路の図面（平面・断面・立面図および当計画敷地内の詳細関係）の配布をお願いします。	静岡市文化振興課にて閲覧可能です。	
12	13	2	3	2			本施設の構成についての表の中で「練習室・リハーサル室」は約300㎡とされています。この面積を超過した場合はどのような評価となるのでしょうか。	面積を超過したことのみに基づいて要求水準未達という評価はしません。また、加点の有無については、提案全体を見ての判断となります。なお、要求水準書に掲げる面積は下限値であり、上限については+5%以内とします。	
13	14	2	3	4	ア	ア	切り穴の具体的な想定利用方法はございますでしょうか。特に利用方法がない場合は、事業者側の提案で場所を設定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

番号	頁	記号1						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
14	16	2	3	4	ア	キ		“舞台全体の視野”とは、主舞台に対するものと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	16	2	3	4	ア	キ		フォロースポット室、シーリングライト室、フロントサイド投光室は、それぞれ同等の機能を持つ空間であれば必ずしも室にしなくても良いでしょうか。	フォロースポット室は必置とします。シーリングライト室及びフロントサイド投光室については、その機能を損なわない範囲内で室を設けないことも可とします。
16	16	2	3	4	ア	オ		建物竣工検査にて、ここに示される建築音響条件をクリアできないことが判明し、かつ修補等による対応も不可能な場合、市は要求水準不充足ということで建物引渡しを拒否する場合がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。 特定事業仮契約書案第41条、第46条及び第86条（変更版第84条）第8項参照。
17	17	2	3	4	ア	ク	b	クロークの位置は「エントランスロビー内、またはこれに接して」との記載がありますが、全体の配置計画や動線などを勘案して、同様な利便性に配慮した場合は事業者の提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	17	2	3	4	ア	ク	c	「客席上階へはエレベーター、エスカレーターを設ける」とありますが、エレベーターが設けてあればエスカレーターの設置は必ずしも必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、エレベータは必置としますが、エスカレータについては全体計画の中で民間事業者にてご判断ください。
19	17	2	3	4	ア	ク	c	ホワイエ内にホール利用者の要望があることを想定してドリンクコーナーを設置し、その運営も託児室の運営同様ホール利用者の斡旋要請によりドリンクサービスを行う場合における施設建設費用負担及び施設有償貸付契約等についての考え方をお示し願えないでしょうか。	ドリンクコーナー等を設置する場合は、その運営方法にかかわらず、独立採算事業として設置・維持管理・運営するものとします。
20	18	2	3	4	イ	ウ	j	小ホール専用搬入口に関して、「想定搬入車両」はありますでしょうか。	民間事業者にてご判断ください。
21	19	2	3	4	イ	エ		小ホールの客席は、300席程度を目標とするということであれば5%程度の観客席数の増減は許容値と考えてよいでしょうか。	要求水準書に掲げる席数（300席）は下限値であり、上限については+5%以内とします。
22	20	2	3	4	オ			ギャラリー作品の搬入・搬出に関して、「想定搬入車両」はありますでしょうか。	民間事業者にてご判断ください。
23	20	2	3	4	オ			常設展示用ウォールケースの具体的な長さ・大きさのご指示をお願いいたします。	ウォールケース内に展示する作品は要求水準書資料2のうち【平野富山 彩色木彫作品】及び【平野千里 作品】であり、展示点数は10～15点程度であることを前提に、民間事業者にてご判断ください。
24	20	2	3	4	オ			ギャラリーの面積は500㎡程度ということであれば、5%程度の面積の増減は許容値と考えてよいでしょうか。	No12なお書き参照
25	20	2	3	4	オ			常設展示用ウォールケースの仕様はどの程度なのでしょう。（資料2 移設備品一覧をみると木彫作品を展示すると思われるので湿気対策が必要と思われます。）	No23参照
26	20	2	3	4	カ			ギャラリー裏廻りの面積合計は120㎡程度ということであれば、5%程度の面積の増減は許容値と考えてよいでしょうか。	No12なお書き参照
27	20	2	3	4	カ			ギャラリー搬入用のトラック駐車スペースの有無および大きさは事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	20	2	3	4	カ			ギャラリーについて、専用の搬入車寄せまでは要求水準ではないという理解でよろしいでしょうか。すなわち、ギャラリー専用の出入口は設けるが、そこには大ホールや小ホールのような搬入車両が横付けできるプラットフォームまでは求めていないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	21	2	3	4	ケ			「搬入用トラックのスペースとしては搬入口周辺に11tトラックの駐車スペースを設ける」とありますが、搬入口の11tトラックスペースを駐車スペースと考えてよろしいでしょうか。	11トントラック複数台の駐車スペースの確保について配慮してください。

番号	頁	記号1						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
30	21	2	3	4	ケ			施設利用者による使用を想定しているとは、通常の時間貸し利用は考慮しなくて良いということでしょうか。	施設利用者とは、本件施設の指定管理者に利用料金を支払い、本件施設を利用する者を意味します。
31	21	2	3	4	ケ			施設利用者による使用を想定しているとのことですが、事業者（施設管理関係者）による必要最低限の使用は認めていただけという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。No69参照
32	21	2	3	4	コ			駐輪場の附置義務台数について、「静岡市自転車等の駐輪秩序に関する条例」に基づいて駐輪場の規模を算定する際、対象となる床面積を、大・小ホール客席部分、エントランスロビー、各ホールホワイエ部分、リハーサル室、練習室、託児室、及びギャラリー部分と考えればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、設計に当たっては静岡市交通政策課と協議を要します。
33	21	2	3	5	ア	エ		計画によっては中央監視室は法的には設置を要求されないと考えますが、建築基準法上の中央監視室の設置を要求するものなのでしょうか。	建築基準法上の中央監視室は必置とはしませんが、業務・機能に支障が生じることのない計画としてください。
34	21	2	3	5	ア	エ		「中央監視室で行なう計画」とありますが、中央監視室の設置は義務でしょうか？また、本計画には消防法等で規定する「防災セクタ」は不要と考えてよろしいでしょうか？	No33、51参照
35	26	2	3	6	ア	ア		吊り物バトン50本程度ということであれば、5%程度の数量の増減は許容値と考えてよいでしょうか。	機能を損なわない範囲内で若干の増減は可とします。
36	26	2	3	6	ア	ア		容量、回路数とも目標値ということであれば、5%程度の増減は許容値と考えてよいでしょうか。	機能を損なわない範囲内で若干の増減は可とします。
37	26	2	3	6	イ	イ		吊り物バトン20本程度ということであれば、5%程度の数量の増減は許容値と考えてよいでしょうか。	機能を損なわない範囲内で若干の増減は可とします。
38	26	2	3	6	イ	イ		容量、回路数とも目標値ということであれば、5%程度の増減は許容値と考えてよいでしょうか。	機能を損なわない範囲内で若干の増減は可とします。
39	27	2	3	7				一般備品には、維持管理管理・運営業務の遂行上必要となる工具・測定器・機材等は含まれるのでしょうか？それとも市にてご用意いただけるのでしょうか？	含まれます（要求水準書資料1 要求備品等一覧7ページ【大ホール（スタッフエリア）】舞台スタッフ室備品参照）。
40	29	2	3	11	ケ			民間収益施設に必要な駐車場は民間収益施設として整備・運営とありますが、全体駐車場と一体的に整備する場合、民間収益部分駐車場と全体駐車場とを利用し、管理上、区分することは、極めて困難と考えられます。駐車場を一体的に整備する場合、民間収益部分駐車場に対応する利用料及び按分等による水光熱費を市に支払うものとし、運営は一体的に行うと理解してよろしいでしょうか。	民間収益機能に必要な駐車場は、民間収益機能の一部であり、独立採算事業となります。
41	30	3	1	2				各業務上必要となる消耗品(管球・試薬・交換フィルター・トレットパッド・ゴミ袋・水石鹸等...)は事業費に含まれる認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
42	30	3	1	4	イ			「予防保全」に具体的定義はあるのでしょうか？	予防保全とは、効率的かつ経済的な施設の運用を継続的に可能とする目的で、予め規定した時間計画に従って的確な保守・補修・修繕・修理・改修等の保全措置や保全方法により、系統や設備、機器等における使用中の故障の発生を未然に防止することです。
43	31	3	1	6				「維持管理業務総括責任者」及び維持管理業務の区分ごとの「業務責任者」は、本施設非常駐者((例)維持管理企業支店・営業所の監督者等)を選任することは可能でしょうか？	平成19年12月7日「清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No121、138参照。

番号	頁	記号1						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
44	31	3	1	6				「維持管理業務総括責任者」及び維持管理業務の区分ごとの「業務責任者」は、総括責任者と業務責任者を兼務、あるいは区分ごとの業務責任者を兼務することが可能という認識でよろしいでしょうか？	No43参照。
45	33	3	2	3	ウ			「定められた時間に確認」とありますが、各機器の状況と施設運用状況(繁忙・閑散状況)等に合せて必ずしも定められた時間に確認を行わなくてもよろしいでしょうか？また、「監視」には具体的基準はあるのでしょうか？	事業者にて判断して下さい。
46	36	3	4	3	ス			「ある程度のバージョンアップ」には具体的な基準はあるのでしょうか？	平成19年12月7日「清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No114参照。
47	36	3	4	4				「常勤」に具体的な定義はあるのでしょうか？(常駐日・常駐時間等)	「常勤とは、週5日以上、1日当たり7時間以上勤務する者」とします。
48	38	3	7	4	イ			清掃時間は「午前8時から午後10時まで」とありますが、事業者の提案により開館を早めるあるいは閉館を遅らせる可能性等の運用を考慮すると、この時間帯以外の清掃も許可いただきたい。	「年末年始及び点検日を除く午前8時から午後10時までとする。ただし、事業者が必要とする場合については、その負担と責任により変更することができる。」と修正します。
49	39	3	7	5	エ	ア		施設貸出時に、貸し出した場所において利用者が排出したゴミを処理する費用は、借り手側に費用負担させる認識でよろしいでしょうか？	施設利用者が排出したゴミについては、施設利用者の責任により処分することを基本とします。
50	40	3	9	2				「本件土地周辺」の具体的な範囲をご提示いただきたい。	本件土地及び周囲の歩道並びにそれら土地の上部に位置する人工地盤とします。
51	41	3	9	3	イ	ウ		「管理・警備室」にて入退館管理を行ない常駐するように明記されていますが、事業者の提案により中央監視室、守衛室等他の部屋で実施することは可能という認識でよろしいでしょうか？また、本計画は、消防法等で規定する防災センターの設置は不要と考えてよろしいでしょうか？仮に設置が必要な場合の防災センター要員の配置人員等の規定をご提示ください。	前段：ご理解の通りです。 後段：消防法等に規定する防災センターは必置としませんが、業務・機能に支障が生じることのない計画としてください。
52	41	3	9	3	ウ			「1名以上の警備員が常駐」とありますが、開館時間帯以外を機械警備等により警戒し非常駐とする提案は可能でしょうか？	ご理解の通りです。
53	42	3	9	3	オ			「機械警備」は、外部の管制センターに移報をとり、センサー等発報時に外部からの緊急対応を行なうものを言うのでしょうか？それとも、センサー等発報時に施設内常駐警備員による緊急対応(ローカル警備)でもよろしいのでしょうか？	事業者にて判断して下さい。
54	43	3	10	2	イ			(ア)～(カ)まで具体的な業務が明記されておりますが、その他に建築物における衛生的環境の確保に関する法律上、必要な業務がある場合には提案に含めることでよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
55	43	3	11	1				要求水準どおり維持管理を行なっているにもかかわらず発生してしまった劣化(天災・故意等によるもの)については、事業費にふくまれないことでよいでしょうか？	ご理解の通りです。
56	45	4	3	1	ア			「市民による歓喜の歌大演奏会」を試演視聴会に充てるとの記載がありますが、これは事業者提案により供用開始日が早まった場合はこの限りではないと考えて宜しいでしょうか。	「市民による歓喜の歌大演奏会」よりも早い供用開始日の提案があった場合には、平成23年度の「市民による歓喜の歌大演奏会」を1(11)に示す市民文化祭と同様の扱いとします。 なお、「市民による歓喜の歌大演奏会」を開業準備期間に実施しない場合は、民間事業者の負担と責任のもと、これに代わる試演視聴会の開催を提案すること。

番号	頁	記号1						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
57	45	4	3	1	ア			ここに記載のある「市民による歓喜の歌大演奏会」における光熱水費の民間事業者の負担は、試演視聴会として実施した場合にのみ適用され、これ以外は通常の本件施設使用料を徴収できると考えて宣でしょうか。	No56参照。
58	45	4	3	1	ア			「市民による歓喜の歌大演奏会」のリハーサル回数・使用時間帯・本番の使用時間帯等の利用条件をお示し願えないでしょうか。	リハーサルは、前日（通日利用）及び当日の2回です。また、当日は午前中にリハーサル、午後には本番上演とします。
59	45	4	3	1	イ			「大ホールにおける試演視聴会のうち1回は静岡市が主催することとし、民間事業者は試演視聴会の開催に協力すること。」との記載がありますが、具体的にどのような協力を想定されているのかお示し願えないでしょうか。また、この視聴会での大ホール使用回数・使用時間帯等の利用条件をお示し願えないでしょうか。	前段：当該事業はあくまで開業準備業務の一環として行うものであり、民間事業者には、舞台操作、来訪者の案内・誘導等を求めます。 後段：大ホールの使用回数は1回とし、全日使用とします。
60	45	4	3	1	ウ			番号1の意見等に関連して「市民による歓喜の歌大演奏会」が試演視聴会の対象外となった場合に発生する新たな運営費等の増加は、落札者決定基準の入札価格Bの評価に影響すると思われませんが、この点についてのお考えをお示し願えないでしょうか。	No56参照。
61	46	5	1	2	ア			ここで記載のある「開業準備業務」とは、 の開業準備業務とは別の内容でしょうか。	「 1（2）ア開業準備業務」は削除します。
62	46	5	1	2	キ ク			「キ 事業者による文化芸術公演の誘致・開催等」及び「ク 本件施設に設置される飲食店等附帯機能の運営業務（事業者提案、独立採算）」と特定事業仮契約書案、落札者決定基準等で示される用語との関係をお示し願えないでしょうか。	「キ 事業者による文化芸術公演の誘致・開催等」 入札説明書添付資料3 特定事業仮契約書案第68条参照。 「ク 本件施設に設置される飲食店等附帯機能の運営業務（事業者提案、独立採算）」 入札説明書添付資料3 特定事業仮契約書案第4条第43号、第91条から第96条まで（変更版第95条から第100条まで）を参照。
63	47	5	1	6				「運営業務総括責任者」及び運営業務の区分ごとの「業務責任者」は、総括責任者と業務責任者を兼務、あるいは区分ごとの業務責任者を兼務することが可能という認識でよろしいでしょうか？	No43参照。
64	47	5	1	11				要求水準書(案)に関する質問に対する回答番号148の回答の通り、アからカまでの事業に内、特記のないものは大ホールを使用し行い、( )内の数値は年間使用日数を示し、「回」は「日」と読み替えて良いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
65	49	5	3					提案時における使用料金等が結果として市の承認を得られず、事業計画に多大な影響が及ぶこととなった場合の措置についてご教示願います。	様式集に示した上限の範囲内であれば承認されます。
66	49	5	3					市が承認した使用料金等について、議会承認が得られなかった場合のリスク負担についてのお考えをご教示願います。	No65参照。
67	49	5	3					事業者提案にもとづく使用料金等が条例制定されなかった場合、特定事業仮契約書案第55条2項3号に定める要求水準変更の要件となると理解してよろしいのでしょうか。	No65参照。
68	54	5	7	2	イ			公演関係者以外の施設利用者について 公演関係者以外の施設利用者とは、具体的にどのような者を想定されているのでしょうか。例えば、練習室を利用しに訪れた一般市民のことでしょうか。また、公演日前に練習室を利用する公演を控えたアーティストは該当するのでしょうか。	駐車場を利用することができる者は、原則として大小ホール及びギャラリーを有料利用する主催者及び関係者とします。

番号	頁	記号1						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
69	54	5	7	2	イ			駐車場・駐輪場は、維持管理・運営業務のスタッフの利用も可能という認識でよろしいでしょうか？	本件事業の業務遂行に必要な業務用車両に限り利用可能です。
70	55	5	8	3				託児室の運営について、今回「斡旋体制等を整えること。」との記載になっております。これは、例えばホール利用者等から託児室の運営の斡旋要請があった場合に紹介できる団体等の確保が図られていれば良いと考えて宜しいでしょうか。また、この場合、斡旋先を紹介した後の責任は、民間事業者に帰属しないと考えて宜しいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：ご理解の通りです。ただし、斡旋行為そのものに関する責任は民間事業者に帰属します。
71	55	5	8	4				クロークの運営について、今回「斡旋体制等を整えること。」との記載になっております。これは、例えばホール利用者等からクロークの運営の斡旋要請があった場合に紹介できる団体等の確保が図られていれば良いと考えて宜しいでしょうか。また、この場合、斡旋先を紹介した後の責任は、民間事業者に帰属しないと考えて宜しいでしょうか	No70参照。
72	55	5	9	2	ア			ポピュラー等について ここで定義されている「ポピュラー」とはどのような作品が該当するか具体的に定義願います。（例えば、現代的な津軽三味線がこのポピュラーに該当するのかわかりませんが、静岡市との齟齬が生じかねません。）万一、民間事業者の提案に従うとして受付けた場合、要求水準違反か否かにおける評価基準での公平な審査が担保されません。是非、明確な定義をお願いします。	「ポピュラー等」とは、「西洋の伝統的な宗教音楽や宮廷音楽の系譜に連なるクラシック音楽や芸術音楽、伝統音楽、またはアラブやインド、中国等の非西洋の古典音楽や純民衆的で伝統的な民族音楽、民謡等の民俗音楽以外のジャンルの総称」とします。 なお、事業実施中に疑義が生じた場合は、市と民間事業者との間で協議して定めることとします。
73	55	5	9	2	ア			ポピュラー等について ここで定義されている「等」にはどのようなジャンルの芸術文化公演が該当するか具体的に定義願います。万一、民間事業者の提案に従うとして受付けた場合、要求水準違反か否かにおける評価基準での公平な審査が担保されません。是非、明確な定義をお願いします。	No72参照。
74	55	5	9	1				「各年度6回程度の芸術文化公演を誘致・開催すること。」との記載がありますが、これは6回程度の芸術文化公演についてのみ誘致に伴う収支不足額をサービス購入料Eに計上できるものと考えて宜しいでしょうか。または、6回を超えて誘致を計画する公演等で発生する収支不足額についてもサービス購入料Eに計上しても宜しいでしょうか。	サービス購入料の支払い対象となる要求水準のうち『鑑賞系事業』に係るものは、年6回程度の芸術文化公演の誘致・開催です。ただし、事業者の責任でこれを超えて実施すること、誘致・開催に代え自主企画として実施することは可能としますが、サービス購入料の支払い対象とはしません。
75	57	6	1					事業者にて自販機等を設置した場合には貸付料は必要となるのでしょうか？	必要です。
76	57	6	2					当該練習室などの使用料相当額を市に支払うことは、独立採算事業とはいええないのではないのでしょうか。また、市への支払方法はどのようにしたらよいのでしょうか。	市への支払については、運営業務計画書に従って、民間収益事業と同様の支払方法とします。
77	57	6	2					当該練習室などの使用料相当額を市に支払うことは、すなわち指定管理者として利用料収入を受け取れる運営事業者が収入とするという理解でよろしいですね。	民間事業者が有料事業として実施するワークショップ、文化芸術教室等については、独立採算事業として当該練習室の使用料相当額を市に支払うこととなります。また、参加者から徴収する受講料等は民間事業者の収入とします。
78	57	6	2					独立採算事業としてのワークショップ、文化芸術教室の例示をしていただけないのでしょうか。 市民以外が練習室等を利用する場合に限られる、ということでしょうか。	前段：ワークショップとは体験型の講座です。 後段：質問の趣旨が不明のため回答できません。

番号	頁	記号1						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
79	57	6	2					ワークショップとはどのようなものでしょうか例示をしていただけないでしょうか。 例示をしていただかないと事業者間のみならず静岡市との齟齬が生じかねません。万一、民間事業者の提案に従うとして受付けた場合、評価基準での公平な審査が担保されません。是非、明確な例示をお願いします。	No78参照。
80	57	6	2					ワークショップのような文化芸術事業は独立採算事業として採算性が合わない、あるいは期待できないものが大多数であると認識しております。しかしながら、本事業の目的遂行のためそのような不採算性のものであっても本件施設整備目的に資する文化振興のため静岡市は認めるという理解でよろしいでしょうか。	民間事業者独自の能力とノウハウの活用により安定した良質なサービスとして、採算性を踏まえた事業として実施されることを期待します。
81	57	6	2					ワークショップ、文化芸術教室等は、ここに示されるように参加者から料金を徴収する場合の他、施設利用促進として施設運営面より企画し、無料にて実施する場合もあると思いますが、この場合の諸施設等の使用料相当額の支払い等についてのお考えをお示し願えないでしょうか。また、ここに記載のある「バックステージツアー」は施設利用促進事業として考えられないでしょうか。	民間事業者による有料事業の場合は利用料金を徴収しますが、無料事業であれば市に対する利用料金の支払は要しません。
82	備品	資料1	4					大ホールの映写プロジェクターはどの程度の性能が求められるでしょうか（輝度、解像度あるいは用途等）。	事業者にて判断して下さい。
83	備品	資料1	6					舞台備品庫の項目に各備品が記載されておりますが、平台など運営側として移動しやすさなどに配慮してステージ脇に設置することが望ましい物は、そちらに配置してよろしいでしょうか。	舞台袖等の機能を損なわない場合に限り可とします。
84	備品	資料1	6					【大ホール3（舞台備品庫）】 舞台備品庫の項目に各備品が記載されておりますが、平台など運営側として移動しやすさなどに配慮してステージ脇に設置することが望ましい物は、そちらに配置してよろしいでしょうか。	No83参照。
85	備品	資料1	10					可搬型映写プロジェクターはどの程度の性能が求められるでしょうか（輝度、解像度あるいは用途等）	No82参照。
86	備品	資料1	10					可搬型スクリーンはどの程度の大きさがもめられるでしょうか。	No82参照。
87	備品	資料1	11					【小ホール2（舞台備品庫）】 舞台備品庫の項目に各備品が記載されておりますが、平台など運営側として移動しやすさなどに配慮してステージ脇に設置することが望ましい物は、そちらに配置してよろしいでしょうか。	No83参照。
88	備品	資料2	16					塑像以外の作品・コレクションについては、ギャラリー収蔵庫に保管することとありますが、資料2-20チェンパロは、ピアノ庫に保管するのが望ましいのではないのでしょうか。（ピアノと同じで湿気に敏感な楽器です）	チェンパロは演奏が難しい状態のため、ピアノ庫への保管は要しません。事業者において活用方法を提案いただけることを期待します。

# 清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 基本協定書案に関する第1回質問に対する回答

番号	頁	条	項	号	質問等	回答
1	2	4			<p>担保権設定について                      「甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。」とあります。                      基本協定書（案）に対する質疑回答では、「市と金融機関とで別途直接協定の締結を予定しています。」というご回答でしたが、「事業予定者」が金融機関等から本事業を遂行する上で計画する資金調達（具体的には融資）に限っては、提案書提出時点でご承諾いただいているものとし、この限りで無いと明確にいただけないでしょうか。                      上記質権設定の承諾が明確でないと落札者決定後、万一、ご承諾いただけなかった場合、提案書どおりの資金調達が不可能となり、事業自体の遂行が不可能となるリスクをはらんでしまうこととなり、同時に入札説明書P215(4)で規定されている違約金負担もある案件となってしまいます。                      何卒この部分にきましては明確にご承諾いただける旨ご回答いただけないでしょうか。</p>	<p>平成19年12月7日「清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 基本協定書（案）に関する質問に対する回答」No11参照。</p>
2	3	6			<p>「ただし、甲は、本件事業又は本件特定事業契約に関し、乙も構成員のいずれかの者において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、事業予定者との間で本件特定事業契約を締結しないことができる。」との記載がありますが、これら事由の発生が本件特定事業契約締結に関わらないと認識される期日についてのお考えをお示し願えないでしょうか。</p>	<p>議会による議決日の翌日以降です。</p>
3	4	8	2		<p>業務区分の異なる企業同士が「相互に業務の実施を補完し、支援する」ことは、もっとも合理的にリスクを管理できるもの（企業）がリスクを負担するというリスク分担の原則を超えた規定とも受け取れ、必要以上にリスク対策費を上乗せすることになりかねません。当項目は削除された方がよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>
4	4	10			<p>事業契約違約金について                      基本協定書（案）に対する質疑回答も承知した上で再度確認させていただきます。                      当該項目の削除はご検討いただけないでしょうか。                      他のPFI事例を参考にしますと違約金を求めることで応募者がゼロという案件が多数散見され、また、PFI自体を中止にされ従来方式での施設整備を余儀なくされた自治体もあります。                      運営を含めた民間事業者を募るといった観点からご再考いただけないでしょうか。</p>	<p>変更予定はありません。</p>

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 特定事業仮契約書案に関する第1回質問に対する回答

番号	頁	条	項	号	記号		質問等	回答
					1	2		
1	1	4	2				運営企業の定義について 維持管理企業の定義と同様に運営企業の定義が必要かと思いますが定義していただけないでしょうか。	『「運営企業」とは、第54条に基づき乙から直接「運営業務」を受託する者をいう。』とする定義を契約書案に追加します。
2	1					5	契約保証金については、免除であることを確認させていただきたい。	特定事業仮契約書案第10条参照。
3	4	4	35				「ワークショップ・文化芸術教室等の運営事業」とは、落札者決定基準の「普及系事業」と同義と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	5	6					「正式名称は後日甲が定める。」との記載がありますが、本件施設名称は施設イメージを明確化するものであり、これにより本件施設運営にも影響があることが予測されますので、民間事業者の意見も聞いて頂ける様ご検討願えないでしょうか。	変更予定はありません。
5	5	6					正式名称について 「後日定める」とありますが、仮称で作成したパンフレット・案内看板等を修正する費用等は別途静岡市様でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。万一、事業者負担というのであれば正式名称を定める期限をご提示願います。 また、正式名称は事業期間中変更しない。あるいは変更に伴う費用は別途ご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。万一、事業者負担というのであれば内容によっては事業収支に重大な影響を及ぼしかねませんのでご再考を願います。	正式名称の決定は、平成23年6月末を予定しており、事業期間中の変更予定はありません。
6	6	10	1				履行保証保険の締結は、市議会の議決後、本契約に移行してからの締結と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	6	11	3				資料作成補助について 「乙は、甲の求めに応じ起債許可の申請手続及び会計検査等に必要書類その他の資料の作成を補助するものとする。」となっておりますが、乙が保有している資料を提供するという限定範囲でよろしいでしょうか。 万一、「行政資料作成も民間事業者の補助の範囲」であるという趣旨であるならば、作成責任の所在が不明確となり、作成上の間違い等に起因する問題が本事業遂行における重大な支障になりかねません。このような趣旨であるなら、是非、ご再考願います。	乙が保有している資料を提供すると共に、必要に応じて詳細に関する説明を求めることがあります。
8	7	18	2				「本件土地」について、補修、管理に要する経費は、すべて乙の負担とします。とありますが、乙の使用期間中についての記載とされますので、『乙の使用期間中、「本件土地」について、補修、管理に要する経費は、すべて乙の負担とする。』と明確化して頂きたい。	『「本件土地」について、第14条に定められた貸付期間における補修、管理に要する経費は、すべて乙の負担とする。』と修正します。
9	7	19					甲が必要に応じて現地調査を行い、乙は調査を拒めないことになっております。乙の調査費用負担は甲乙のどちらでしょうか。	「本件土地」について必要に応じて随時利用状況等を調査するのは、甲です。「乙の調査費用負担」の趣旨が理解できません。
10	9	27	2				サービス購入費の減額について 「費用の減少が生じたときには、「サービス購入料」の支払額を減額する。」となっておりますが、施設整備費に関するサービス購入料の減額にともない、融資契約等を解除し、再度融資契約を締結する場合の金融関連費用は静岡市様にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 万一、事業者負担とお考えの場合には、事業計画に重大な影響を及ぼしかねませんのでご再考願います。	合理的な範囲において、甲の負担とします。

番号	頁	条	項	号	記号		質問等	回答
					1	2		
11	10	27	5				『甲が工期の変更を伴う「設計変更」』とありますが、設計変更によって建築確認申請のやり直しもしくは変更を伴う場合には、その許可取得まで相当の期間を要することが予想されます。その場合甲及び乙は設計変更の当否について協議すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	10	27					「要求水準書」にもとづく各種調査を実施した結果、「入札説明書等」からは知れなかった事実（近隣施設ボーリング柱状図と著しく異なる地質条件や近接鉄道や幹線道路による想定以上の振動・騒音等）が設計段階で判明し、「民間事業者提案」の範囲を逸脱しないためには費用の追加が必要になった場合の措置は、どの条項が適用されると考えてよろしいのでしょうか。	特定事業仮契約書案第28条第3項参照。
13	10	28	3				サービス購入費の減額について 「費用の減少が生じたときには、「サービス購入料」の支払額を減額する。」となっておりますが、施設整備費に関するサービス購入料の減額にともない、融資契約等を解除し、再度融資契約を締結する場合の金融関連費用は静岡市様にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 万一、事業者負担とお考えの場合には、事業計画に重大な影響を及ぼしかねませんのでご再考願います。	No10参照
14	11	30					甲が市民に向けて説明会を行うについて この説明会とは要求水準書7頁2行目で定められている市民説明会を示しているという解釈でよろしいでしょうか。 また、今後公表される要求水準書で定義される市民説明会も示すという解釈でよろしいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：要求水準書は公表済です。
15	11	30					「乙は、甲が市民に向けて説明会を行うときは、甲の指示に従い必要とされる資料を準備するとともに、これに立会い、・・・」との記載がありますが、乙は必要に応じて説明会に立会うことが義務付けられると考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	12	34	1				第34条に規定する「建設工事」とは、乙から直接請負うこと（いわゆる元請）については「建設企業」以外に実施させてはならないと理解してよろしいでしょうか。それとも下請企業も含め、事前承諾ない限り「建設企業」以外には実施させてはならないということでしょうか。	「建設企業」以外の者が、乙から直接に「建設工事」を請負うことはできません。
17	12	34	2				「建設工事」の一部には、「建設企業」から下請けする場合も含まれるのでしょうか。すべて下請けが含まれるとすると相当数になり、実務上、通知及び事前承諾手続きがかなり煩雑になることが予想されます。	「建設企業」から下請に出される業務が空調、衛生、電気等の主要設備工事及び舞台関連工事（舞台機構、舞台照明、電気音響設備等）の場合は事前の承諾が必要となります。
18	12	35	3				2行目の「工事管理者」は「工事監理者」ということでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	13	36	1				設計・建設期間中に近隣住民に説明する事業計画は、第5条第1項に定めるもののうち設計・建設に関わるものという理解でよろしいでしょうか。維持管理・運営業務や資金調達等については、必要に応じ説明をするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	13	36	4				「この場合、甲は、乙が事業計画を変更せず、更なる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。」との記載がありますが、これは実施方針（変更版）P17「主要リスクの概要と分担」分類番号115の"要望による仕様変更等"に該当すると考えますがこの点についてお考えをご提示願えないでしょうか。	近隣調整の不調は、実施方針（変更版）P17「主要リスクの概要と分担」分類番号116該当事項です。
21	13	36	6				「本事業」の実施自体が原因（甲の帰責が明らかな場合）で近隣調整費が増加した場合は、甲の負担ということではよろしいでしょうか。	本条項は、「本事業」の実施自体が原因（甲の帰責が明らかな場合）で近隣調整費が増加した場合を、想定した条項ではありません。

番号	頁	条	項	号	記号		質問等	回答
					1	2		
22	13	37	2				移設備品について 「乙は、「要求水準書」に従い、「本件施設」の移設備品を、「引渡予定日」までに静岡市清水文化センター（静岡市市民文化会館条例（平成15年静岡市条例第114号）に規定する静岡市清水区桜が丘町7番1号に位置する市民文化会館をいう。）から「本件施設」に移転しなければならない。」となっておりますが、「供用開始日」まででなくてよろしいのでしょうか。原文のままですと、「引渡予定日」から「供用開始日」までの間、市民は移設備品を利用できなくなります問題ないでしょうか。	変更予定はありません。
23	13	37	2				移設備品について 所有権が静岡市様にある移設備品について事業者側のみでの対応はできません。「要求水準書」に示された移設備品の目録作成および照合の立会いについては、静岡市様の責任でご担当していただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	13	37	2				移設備品について 「要求水準書」に示された移設備品以外の移設は無いという認識でよろしいでしょうか。 万一、引渡予定日までに追加・変更等があった場合、別途静岡市様によりご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：ご理解の通りです。
25	13	37	2				引渡予定日までに清水文化センターから移転する移設備品は、移設する時点では清水文化センターにおいては、利用していないことを確認させていただきたい。	利用予定はありません。
26	14	40	3				乙の完了検査結果の報告時に添付する「検査済証」は、乙が発行する検査済証という理解でよろしいでしょうか。乙の完了検査の時点によっては、建築基準法に定める検査済証は、発行されていない可能性があります。	ご理解の通りです。 ただし、仮契約書案約款第41条第1項に規定する甲の完成確認において建築基準法に定める検査済証が必要となります。
27	14	40					独立採算事業部分の完了検査について 本条文中で定める完了検査は静岡市様へ引渡部分についての検査と認識しております。 すなわち、独立採算事業部分の内装工事や備品搬入等は供用開始日までに要求水準書や提案書の内容を完成するという一般的な民間施設引渡のテナント部分と同様の扱いという理解でよろしいでしょうか。 万一、引渡日までに完成とすると、所有者である静岡市様が事業機関終了時の状態を確認するタイミングが無いのではと危惧しております。	No26参照
28	16	44	2				第三者に対する損害賠償 「前項本文に規定する損害を甲が第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。」となっておりますが、法的に乙が負うべき損害以外を甲の判断で賠償した場合は求償できないということよろしいでしょうか。 万一、そうでないと事業者に帰責事由のない事案まで甲の裁量で賠償を行ってしまい、その負担を事業者に求めることとなりかねません。	ご理解の通りです。
29	16	44	2				第三者に対する損害賠償 「前項本文に規定する損害を甲が第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。」となっておりますが、甲の責めに帰すべき理由により生じたものは除くという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	頁	条	項	号	記号		質問等	回答
					1	2		
30	16	46					移設備品について 事業契約（案）37条では移設備品も含まれておりますが、「要求水準書」に従う移設備品の所有権はすべて静岡市にあるという理解でよろしいでしょうか。 万一、移設備品のうち所有権の不明なものあるいはリース備品等がありましたら所有権の移転は不可能です。	移設備品は、全て甲の所有物です。
31	17	47	4				乙の増加費用が、この規定により計算された額を超えた場合、乙による超過費用の請求が可能かどうか、ご提示願えないでしょうか。	別途修正契約書案参照。
32	18	52	1				従事職員の名簿の対象は、乙から直接請け負う維持管理企業、運営企業の担当職員と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	20	56					ここでの「第三者に及ぼした損害等」とは、法的な賠償責任が生じた場合と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
34	22	61	1				ここで記載される「維持管理・運営業務総括責任者」は、要求水準書で記載された「維持管理業務総括責任者」及び「運営業務総括責任者」とは別に定める必要があると解釈すべきでしょうか。	「維持管理・運営業務総括責任者」は、「維持管理業務総括責任者」及び「運営業務総括責任者」の総称です。
35	22	63	2				「乙は、リースで調達した備品については、初期導入時と同等の費用により高スペック化に対応しなければならない。」とは、「同等の費用の内で調達できる高スペックなものを調達する。」と解釈して宜しいでしょうか。	平成19年12月7日「清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 要求水準書（案）」に関する質問に対する回答「No114参照。
36	23	65	1				「乙は、「本件施設」の指定管理者として、「供用開始日」から、自己の責任及び費用において・・・「運営業務」を遂行するものとする。」との記載がありますが、「施設利用予約の受付業務」は「供用開始日」前に行う必要があると考えますが、この点についてお考えをご提示願えないでしょうか。	入札説明書添付資料1要求水準書「1（1）なお書き」及び同「1（13）供用開始準備業務」参照。
37	23	65	2				「「開業準備業務」については、「本件施設」の引渡し前に実施し、」ではなく、「本件施設」の引渡し後に実施するの誤りでしょうか。	ご理解の通りです。本件特定事業仮契約書案を修正します。
38	24	71					設定条例では、どのような形態で利用料金を設定される予定でしょうか。料金設定の条件等があればご提示願えないでしょうか。例えば、料金区分、上限値、改定の際の改定幅、改定の計算式等があればお示し願えないでしょうか。	様式集2様式406参照。
39	25	72	4				「第2項に規定する措置に要する経費は、乙が負担するものとする。」と記載された乙の負担費用は、第73条の1に記載がある「甲及び乙は、追加費用の負担等について協議しなければならない。」に該当すると解釈して宜しいでしょうか。	第72条は非常時における緊急措置等に関する規定であり、第73条（変更版第90条）は被災後の施設復旧等に関する規定です。
40	26	75	2				各事業年度について 「各事業年度の9月及び3月の各末日に」となっておりますが、この事業年度とは静岡市様の事業年度であり、事業者側の営業年度を拘束するものではないという理解でよろしいですね。	事業者にて判断して下さい。
41	29	86	8				甲が本件土地を原状（更地）回復することが妥当と判断した場合「第4項の規定にかかわらず」との記載があるように、「本件施設」の出来高部分についての甲による買い受け等は考えられないのでしょうか。	変更予定はありません。
42	29	87	3				例えば第82条（甲による任意解除）の適用においては「独立採算事業」の業務終了の事由が甲に帰属し、建設費等の甲による負担責任が発生すると考えますが如何でしょうか。	変更予定はありません。（第88条（変更版第86条）第4項参照）

番号	頁	条	項	号	記号		質問等	回答
					1	2		
43	30	88	2				<p>違約金について 「乙は、第83条各項に基づく解除に起因して甲が被った損害額が前項の違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。」となっております。 この条文のままですと万一に備えて事業者側で準備しておくべき違約金等が無限大となり、事業者に過度な負担を強いる内容であるばかりか、民間事業者の応募意欲自体を損ねる内容です。 この条項の削除あるいは常識的な範囲での上限を定めていただけないでしょうか。</p>	変更予定はありません。
44	30	88	4				<p>静岡市様都合による契約解除について 解除により生じた損害を静岡市様が賠償することとなっておりますが、第86条との関係から引渡前の解除の際には、それ以前に手配、準備、契約、予約等が済んでいる維持管理・運営に関する一切の損害についても該当するという理解でよろしいですね。</p>	合理的な範囲において甲が負担します。
45	31	90	1				<p>関係書類の引渡し等について 「設計図書」、完成図書等「本件施設」の建設及び修補にかかる書類その他「本件施設」の建設、維持管理及び運営に必要な書類一切を引渡さなければならない。但し、乙が既に甲に対して引き渡している書類についてはこの限りではない。」となっておりますが、第29条設計完了時に「設計図書」を、また第46条施設の竣工引渡時に「完成図書」を既に静岡市様へ引き渡しておりますことが明らかですので当該部分を削除していただけないでしょうか。 あるいは、「修補にかかる書類その他「本件施設」の建設、維持管理及び運営に必要な書類一切を引渡さなければならない。」としていただけないでしょうか。</p>	変更予定はありません。
46	31	90	2				<p>リース備品の取扱について リース備品は事業期間終了までは当然事業者の負担責任で常備すると理解しておりますが、事業終了時の引継ぎにおいてこれらは契約を精算し、撤去あるいは回収するものであるとの理解でよろしいですね。 その場合、代替品等は要求されないとの理解でよろしいですね。</p>	リースによる要求備品の調達については、平成19年12月7日「清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 要求水準書(案)」に関する質問に対する回答 No21参照。
47	31	91					<p>独立採算事業について ここで定義されている「独立採算事業」とは要求水準書で求められている「高次高質な文化芸術の鑑賞機会を市民に提供する」ことを目的に提供する文化芸術公演そのもの及びそれに伴う付帯サービスが独立採算であるということを示しているという認識でよろしいでしょうか。 また、この独立採算事業は第92条で定義される民間収益事業とは異なるという理解でよろしいでしょうか。</p>	前段：本件特定事業仮契約書案第4条第35号及びNo50参照。 後段：民間収益事業は独立採算事業に含まれます。
48	31	91					<p>独立採算事業について 高次高質な機会にふさわしい雰囲気づくりやそれに伴うサービス(クロークサービス、託児サービス、ホワイエ内ドリンクサービス)は独立採算事業ではないという認識でよろしいでしょうか。また、これらのサービスを提供する場合の静岡市への事業者からの使用料は発生しないという理解でよろしいですね。</p>	クロークサービス及び託児サービスに供する施設及び体制の整備は要求水準にあたるため当該施設の利用に係る施設使用料の市への支払いは生じません。一方、ホワイエ内にドリンクサービスを設置する場合は、民間収益事業に当たるため施設使用料の市への支払いが必要となります。
49	31	91					<p>「独立採算事業」は、第4条によれば「民間収益機能」及びワークショップ・文化芸術教室等の運営事業を指すということですが、第92条の「民間収益事業」と同義であると考えて宜しいでしょうか。</p>	民間収益事業とは、民間収益機能の維持管理・運営業務です。

番号	頁	条	項	号	記号		質問等	回答
					1	2		
50	31	92					民間収益事業について ここで定義されている民間収益事業とは第91条の独立採算事業とは異なり、事業者が利用者の利便性向上目的に行う常設飲食店舗や物販販売店舗等（自動販売機や公衆電話設置含む）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
51	32	92	3				公演等開催時でホール利用者の要望がある場合のみ使用するドリンクコーナー等を設置した場合には、施設の使用料を負担する必要はないと考えて宜しいでしょうか。	施設の使用料負担が発生します。（No48参照）
52	32	93	3				「乙は、甲の事前の承諾を得て、民間収益事業を終了することができるものとする。」との記載がありますが、これは要求水準書(案)に関する回答の通番101「提案に違背した事業中止は解除条件となる可能性があります。」との回答との整合性はどの様に考えれば宜しいでしょうか。	「甲の事前の承諾を得て」民間収益事業を終了した場合、「提案に違背した事業中止」には該当しません。
53	34	101	1				ここで記載される「予算の概要」とはどのようなものを想定されているのか提示願えないでしょうか。	各年度の収支計画やその内訳等が想定されます。
54	34	101	2				提出する当該年度の財務書類は、対照条文が商法から削除されていますので、会社法に規定されたものと考えて宜しいでしょうか。	「当該年度の財務書類（会社法第435条第2項に定める計算書類）」と修正します。
55	36	108	2				但し書きで「「維持管理・運営業務」を一括して委託された第三者が同様の保険に加入した場合」とありますが、一括ではなく、複数の維持管理企業、運営企業に委託した場合も同様と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
56	36	110					「乙が甲に対して期限の到来している債務を負担しているときは、当該債務の金額を控除したうえで乙に対する支払いを行うことができる。」との記載がありますが、この場合に債務負担をしているのは乙ではなく甲ではないでしょうか	変更予定はありません。本条項は、乙の債務不履行に備えた相殺規定です。
57	42	別紙5	2				「当該部分に備え付けの設備、器具、備品等の一式とする。」との記載がありますが、これは「民間収益機能」として設置した設備等は含まれないと考えて宜しいでしょうか。また、その場合ここで指す設備等について例示願えないでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：電源コンセント、給水管、蛇口、排水口等を想定しています。
58	52	別紙6	3	9			実施設計図書にも同様の完成予想図等が含まれており、基本設計図書での完成予想図と重複していると思われます。完成予想図等については、色彩や仕様が決定的される時期、例えば工事着工前などに提出としていただけないでしょうか。	変更予定はありません。ただし、提出図書の精度等については別途協議します。
59	52	別紙6	3	10			竣工写真については、移設備品等もあることから写真提出時期については、別途協議により定めるとしていただけないでしょうか。	変更予定はありません。
60	54	別紙7	2	1			乙の費用が減少した場合で、同一理由により別の費用が増加した場合にはそれを差し引いて減額すると解釈して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
61	55	別紙8	3	2			保証債務の履行が金銭の支払となるのは、具体的にどのような場合が想定されるのでしょうか。	乙の債務不履行による甲への賠償金等が想定されます。
62	58	別紙9	1	3	工		「民間収益機能の係る運営業務に関する業務等のモニタリング及び改善要求措置等」との記載がありますが、これはSPCが直接民間収益事業を行う場合、財務面で事業の安定性を欠く恐れがあるため実施されると考えてよろしいでしょうか。	SPCが直接に民間収益事業を実施しない場合においても、実施していない事実を確認するために、モニタリングは実施します。

番号	頁	条	項	号	記号		質問等	回答
					1	2		
63	58	別紙 9	2	1	ウ	工	書類モニタリングについて 「乙が締結する契約書類の写し(甲と締結する特定事業契約を除く)については、契約締結日の5日前まで、及び契約締結後。」となっております。 しかしながら、契約前の書類を締結前にモニタリングするという事は、民間事業者の創意工夫を目的としたPFI法の趣旨やわざわざリスク分担を定めて相互理解のもと事業を進めているという同法第3条趣旨からも逸脱するかと考えております。 事業者としては、静岡市様と締結した特定事業契約に基づき、(この観点から静岡市様のご懸念事項は解消できているという認識です。)各委託先や金融機関等と大量の契約を締結するのですが事前にその内容をすべて5日以内でモニタリングしていただくというのは静岡市様にかなりのご負担がかかりますゆえ、非現実的かつ合理的でないかと考えます。 事前モニタリングにつきましては削除いただけないでしょうか。	「契約締結日の5日前まで、及び」を削除します。
64	58	別紙 9	2	1	ア		モニタリング項目及び判断基準は具体的にどのようなものを想定されているか提示願えないでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
65	58	別紙 9	2	1	ウ	ア	キャッシュリザーブ状況等を表す財務に関する書類とはどのようなものを想定されているか提示願えないでしょうか。	金融機関による残高証明書等を想定しています。
66	58	別紙 9	2	1	ウ	イ	証拠書類等とはどのようなものを想定されているか提示願えないでしょうか。	契約書、請書、発注書等です。
67	58	別紙 9	2	1	ウ	オ	株主総会及び取締役会の議事要旨を提出することが求められる趣旨をご説明頂けないでしょうか。	SPCの経営状態を監視することを目的としています。
68	60	別紙 9	3	1	ア	イ	「重大な事象以外の事象については、維持管理・運営業務が要求水準書を達成していないことにより、各機能に支障を与えているか否かにより判断する。」との記載がありますが、「各機能に支障を与えている」とはどのような場合を想定されているのか例示願えないでしょうか。	別途修正契約書案参照。
69	60	別紙 9	3	1	ア	ウ	エネルギー等使用量が基準となる数値を上回っていた場合には、施設の稼働状況が向上することによる変動も想定されますが、この場合は改善要求措置等の対象とならないと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
70	62	別紙 9	3	3	イ	ア	罰則点は、第4条(3)に規定されるア～コの業務毎に累積され、当該業務に相当する維持管理費から減額割合に応じて減額されると解釈して宜しいでしょうか。	サービス購入料Dに相当する維持管理費を一体として減額対象となります。
71	63	別紙 9	3	3	ウ		「エネルギー等使用料によるモニタリングによる減額」は第50条3項に「維持管理・運営に必要な電力・ガス・水道等の費用は乙が負担する」ことになっており、事業者においてリスクをとることとなるため、モニタリングによる減額を行なう必要性はないのではないのでしょうか？	エネルギー等使用料によるモニタリングは、事業者の経営リスクを把握することだけを目的としたものではありません。
72	66	別紙 9	6				独立採算事業が乙の直接事業ではなく、事業リスクも含めた委託契約により実施する場合、乙の財務状況に影響がないこととなりますが、この際のモニタリングについてのお考えをお示し頂けないでしょうか。	乙の財務状況に影響が生じていないことを確認するために、モニタリングを実施します。
73	68	別紙 10	1				物価が高騰局面にあるため、設計・建設期間中の物価の変動によるサービス購入料の改定も行っていただけるよう再考していただけないでしょうか。	変更予定はありません。
74	68	別紙 10	2	3			サービス購入料の改定について 「5年度毎に見直すものとする。」となっておりますが、他の運営型PFIの事例を見ますと毎年あるいは3年度毎の場合が多いと認識しております。本事業を円滑に進める上でもご再考をお願いできないでしょうか。	No73参照。

番号	頁	条	項	号	記号		質問等	回答
					1	2		
75	68	別紙10	2				サービス購入料D及びEの支払については、「5年毎に見直す」とありますが、物価変動が大きい時勢であるため「3年毎」とすることは可能でしょうか？	No73参照。
76	68	別紙10	2				物価が高騰局面にあるため、5年毎ではなく、毎年または3年毎の改定を行っていただけるよう再考していただけないでしょうか。	No73参照。
77	68	別紙10	2	2			光熱水費も改定の対象となると考えてよろしいでしょうか。その場合、基準となる指標は企業向けサービス価格指数ではなく、公共料金の価格改定に連動させていただけませんか。	前段：ご理解の通りです。 後段：変更予定はありません。
78	69	別紙11	2	4			維持管理・運営に必要な電力・ガス・水道等の費用は、サービス購入費Dに含むことで良いでしょうか？	サービス購入料Eとして支払います。
79	69	別紙11	2	1			サービス購入費Aは設計変更等がなければ、契約時点で確定するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
80	70	別紙11	2				解体工事費はサービス購入料A、サービス購入料Bのいずれでしょうか。	サービス購入料Bとして支払います。
81	70	別紙11	2				光熱水費はサービス購入料のいずれの項目として支払われるのでしょうか。	サービス購入料Eとして支払います。
82	70	別紙11	2				サービス購入費Dの構成される費用の内容は要求水準書P4、3「本件施設等の維持管理に関する業務」の10業務が全て含まれていると考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
83	71	別紙11	表下				「サービス購入料D」とはサービス購入料Eの間違いでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
84	72	別紙11	4	2	イ		基準金利設定日について 基準金利設定日が「仮契約日の5営業日前の東京～」となっておりますが、「施設引渡日の5営業日前の東京～」に変更していただけないでしょうか。原文のままですと施設整備期間中の金利リスクを排除するため金利の固定化等の金融手法を用いることとなり、いたずらに金融費用を増大させ、本来、魅力ある施設整備や維持管理・運営に使うべき費用を無意味な金融費用として利用せざる終えなくなります。	変更予定はありません。
85	72	別紙11	4	2	イ		初回支払いの割賦金利の対象期間は施設の引き渡し日の翌日から供用開始日までと考えて宜しいでしょうか。	初回支払いの割賦金利の対象期間は、本件施設の「引渡日予定日」の翌日から平成23年度末までとします。
86	72	別紙11	4	2	イ		基準金利の基準日が仮契約日の5営業日前となっておりますが、その理由をお示し願えないでしょうか。最近のほとんどのPFI事例においては、施設の引渡時点となっておりますので、施設の引渡時点とするよう再考していただけないでしょうか。	No84及び入札説明書に関する質問に対する回答No17参照。
87	72	別紙11	4	4			舞台設備の更新業務や修繕業務は実際の費用発生に応じた支払いとすることは可能でしょうか。	できません。
88	鑑1	7					(その他)の「本件特定事業契約成立までの間は、甲の都合によりこの仮契約を解除できるものとし、甲は一切の責任を負わない。」との記載がありますが、ここでの「甲の都合」とはどのような場合を想定されているのか例示願えないでしょうか。	入札説明書添付資料2基本協定書(案)第10条参照。
89							特定事業仮契約(案)に対する質疑回答がなされていないまま、再度特定事業仮契約書案を提示されましても民間応募者側としましては内容の判断がつかねます。 本事業をより良いものにするためかつ落札者と静岡市との齟齬を極力排除するためにも、前述の質疑回答公表後、再度質疑を受付けていただく機会を設けていただけないでしょうか。	ご意見として承りました。

# 清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 落札者決定基準に関する第1回質問に対する回答

番号	頁	記号					質問等	回答
		1	2	3	4	5		
1	2	2	3				ここには実施方針（変更版）P6、2「事業者の募集及び選定スケジュール等」に記載のある「平成20年8月25日（月）審査会プレゼンテーション」の記載がありませんが、「審査会プレゼンテーション」の落札者決定における位置づけについてのお考えをお示し願えないでしょうか。	審査会での性能評価審査にあたり、応募者から提出された入札提案書に関して確認が必要な事項や入札提案書の正確な理解を確保するために質問し、真意を確認するために実施します。
2	2	2	4	2			実績審査で求められている具体的な条件は、入札説明書P4、2「応募者の参加資格要件」に記載された事項と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	3	2	5	1			ここで記載のある「予定価格」とは、入札説明書P1、1(4)「予定価格」を指すものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	4	2	5	2			要求水準の必須項目として「事業計画の提案に関する条件」に記載のあるEIRRの水準をお示し願えないでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
5	5	2	5	3			「性能評価審査の評価項目」の対象となる「入札提出書の様式」が決められている場合は、それをお示し願えないでしょうか。	質問の趣旨が不明のため回答できません。入札説明書添付資料5様式集を参照。
6	5	2	5	3			「性能評価審査の評価項目と配点」における運営の評価項目である「鑑賞系事業」「普及系事業」「附帯事業」は、要求水準書におけるどの業務に当たるのかお示し願えないでしょうか。また、契約書のどの用語に当たるのかお示し願えないでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
7	5	2	5	3			「地域経済への配慮」について 本件は静岡市として第1号のPFI事業として今後の静岡市におけるPFI事業の先例となると認識しております。その点を踏まえの確認ですが、他の地方自治体実施のPFIにおける審査では一般的である「地域経済への配慮」という趣旨の観点の審査項目がありません。静岡市としては「地域経済への配慮」については特段の配慮は必要ない、あるいは評価対象ではないというお考えであるという理解でよろしいでしょうか。	5ページ「性能評価審査の評価項目と配点」表中評価の視点欄においては、地域全体に対する配慮が必要な項目を設けています。
8	5	2	5	3			評価の視点が、「大ホールの計画」といった漠然としたものであり、A～Dの評価の判定をする基準が明確ではないかと思われまます。より具体的に詳細な評価の基準はありますでしょうか？ある場合には公表をしていただけますでしょうか。	公表予定はありません。
9	5	5	3				光熱水費に関する審査はどのような観点で行うのでしょうか。 様式41の記載要領に削減目標があります。ただ目標を低く設定すれば良いのでしょうか。光熱水費の実績値費用負担は事業者である（サービス購入料に含まれていない）ので、提案と実績が乖離しても事業者にはサービス購入料の影響がないと考えます。	事業者にて判断して下さい。
10	5	5	3				評価の視点については大きな観点であるので、提案書のどの様式がどの評価につながるの不明です。例えば様式41で維持管理運営上の光熱水費の縮減提案をした場合、どの評価の視点につながるのか明確ではありません。もう少し細かい評価の視点をお示しいただきたくご検討お願いいたします。	変更予定はありません。事業者にて判断して下さい。
11	6	2	5	4	ア		「入札価格A」は入札説明書24頁にあるサービス購入料の項目を表した表中、サービス購入料A及びBの合計額であり、「入札価格B」は同表のサービス購入料C、D、Eの合計額と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	頁	記号					質問等	回答
		1	2	3	4	5		
12	6	2	5	4	ア	「価格審査では、応募者の各入札価格に基づき市の負担額を算出し、（以下略）」とありますが、各入札価格＝市の負担額ではないのでしょうか。	ご理解の通りです。	
13	6	2	5	3		A～D評価はP5の表で示されている「性能評価審査の評価項目と配点」の配点の1区分毎に4段階で評価されると考えて宜しいでしょうか。また、内訳等が別にありましたら、お示し願えないでしょうか。	ご理解の通りです。内訳等はありません。	
14	7	2	6			ここで記載のある「優秀提案者が複数いる時」とは、最も高く、しかも同じ総合評価点を複数の提案者が獲得した場合と考えて宜しいでしょうか。	「優秀提案者が複数いる時」とは、複数の提案者が存在している状態で、2グループ以上の提案者が、最も高い同じ総合評価点を獲得したとき、とします。	

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 様式集に関する第1回質問に対する回答

番号	頁	記号	質問等	回答
1	1	1	「各様式の書式及びスタイル等を変更しないこと」との記載がありますが、枠、フォント、行間、強調文字、文字への色つけなどの変更も不可ということでしょうか？	用紙のマージン幅や枠は絶対に変更しないでください。フォント、行間、強調文字、文字への色つけ等については、事業者にて判断して下さい。ただし、最低フォントサイズは9ポイントを目標として下さい。
2	2	372	必要に応じて枚数を増やした場合、A4判3枚以上になってもかまわないか。	指定がある場合を除き、原則として、A4判2枚以内です。
3	2	406	施設利用料金提案書について 時間帯区分が「午前9:00～12:00、午後13:00～17:00、夜間17:30～22:00」となっておりますが、この時間帯設定は民間事業者の創意工夫の発揮できる場所ですので時間帯設定の変更を可能としてください。万一、不可能な場合には、なぜ、午後と夜間の区分が30分しかないのかご教示願います。	午後の時間帯を13:00～16:30に変更します。また、ホールの時間貸しは可とし、それを踏まえて変更を様式406に施します。
4	2	406	施設利用料金提案書について 1に「基本料金の300%までとする」となっております。 しかしながら、この料金設定は採算性のある文化的興行で収益向上を図り、静岡市民に利用しやすい施設利用料を提供するという、民間事業者の創意工夫の発揮を妨げ、PFI事業の趣旨に反するかと認識しております。 したがって、この部分につきましては事業者提案による変更をお願いいたします。万一、不可能な場合には、なぜ、300%なのかという根拠をご教示願います。	変更は認められません。300%については他の市内施設とのバランスを考慮した結果です。
5	2	502	独立採算事業としてのワークショップ、文化芸術教室等の収支もこの様式に記入する必要があるのでしょうか。	ご理解の通りです。
6	3	(/)	外観透視図を模型写真でもよろしいでしょうか。	不可とします。
7	5	2	設計図面及び透視図については指定の様式がないことから、データ提出は不要と考えてよろしいか。	PDFファイル及びCADデータの提出を必須とします。
8	5	2	設計図面中に、必要に応じて適宜図版や説明文を加えても良いか。	不可とします。
9	5	2	設計図面及び透視図についてはA3判横左方をホチキス綴じすると考えてよろしいか。	ご理解の通りです。
10	5	2	設計図面及び透視図の分冊に表紙をつけてよろしいか。	ご理解の通りです。なお、表紙は提案書類の規定枚数に含めないこととしますが、グループ名等の記載は不可とします。
11	5	2	提案書中に構成員及び協力企業等の企業名・略称等が含まれる保有技術等の記載を妨げないと考えてよろしいか。	ご理解の通りです。 ただし、企業名等の記載は必要最低限にとどめること。
12	5	2	実施体制の提案書中に構成員及び協力企業等の企業名・略称等の記載を妨げないと考えてよろしいか。	匿名審査のため企業名や略称等を記載した場合は、失格となります。
13	5	2-(3)	設計図面及び透視図のデータ提出がある場合はPDFデータでの提出でよろしいでしょうか。	No7参照
14	5	2-(5)	「企業名の記載は、必要最小限にとどめること。」との記載がございますが、「必要最小限」は各事業者で考え方が異なる場合がございます。具体的に記載を可とする様式と、不可とする様式のご指示をいただけませんか。	企業名の記載は不可とします。なお、No12参照。
15	5	2-(6)-オ	A1版に拡大した設計図面および透視図の提出は1部でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	5		入札時提出書類の作成要領(5)に「企業名の記載は、必要最低限にとどめること。」との記載がありますが、審査は匿名審査ではないと考えて宜しいでしょうか。	No11、12及び14参照。

番号	頁	記号	質問等	回答
17	6	1	「参加表明書」について、グループ構成員及び協力企業の欄が足りない場合は、欄を追加作成することでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	8	3	「グループ構成企業表」について、構成員及び協力企業の欄が足りなくなり、欄を追加・作成した際それが複数枚にわたる場合、それぞれの枚数に「グループ構成企業表」「平成**年*月*日」及び「応募グループ名」を記したあと、「構成員」及び「協力企業」を記載するという様式でよろしいでしょうか。	構成員欄又は協力企業欄のみを追加作成して下さい。
19	8	3	ここで記載される「代表者職」として提出する者の条件等がある場合はお示し願えないでしょうか。	代表権を有する、あるいは支配人として選任されている必要があります。
20	10	5	共同企業体による設計実績も参加資格として申請可能と考えてよろしいか。	代表構成員を務めた場合に限り共同企業体による設計実績も参加資格の認定対象とします。
21	10	5	「ホール・劇場施設の設計実績」について、「実績」が複数、たとえば3物件の実績がある場合、それぞれの物件について（様式5）に記入し、3枚提出する、ということよろしいでしょうか。	実績は1件の提出で可とします。
22	11	6	「ホール・劇場施設の工事監理実績」について、「実績」が複数、たとえば3物件の実績がある場合、それぞれの物件について（様式6）に記入し、3枚提出する、ということよろしいでしょうか。	実績は1件の提出で可とします。
23	12	7	「ホール・劇場施設の建設実績」について、「実績」が複数、たとえば3物件の実績がある場合、それぞれの物件について（様式5）に記入し、3枚提出する、ということよろしいでしょうか。	実績は1件の提出で可とします。
24	13	8	「ホール・劇場施設の維持管理実績」について、「実績」が複数、たとえば3物件の実績がある場合、それぞれの物件について（様式5）に記入し、3枚提出する、ということよろしいでしょうか。	実績は1件の提出で可とします。
25	13	8	通常の維持管理業務と特殊な維持管理（舞台機構・舞台音響・舞台照明等）を実施する企業が別々の場合、表中の「維持管理施設等」及び「維持管理責任者」はどのように記入すればよろしいでしょうか？	通常の維持管理業務と特殊な維持管理（舞台機構・舞台音響・舞台照明等）を実施する企業を、別の用紙で提出して下さい。
26	14	9	「ホール・劇場施設の運営実績」について、「実績」が複数、たとえば3物件の実績がある場合、それぞれの物件について（様式5）に記入し、3枚提出する、ということよろしいでしょうか。	実績は1件の提出で可とします。
27	23	17	復代理人の定義について 具体的例示によりご説明の上、確認させていただきます。 A（代表企業）、B、C、Dで構成されるグループで応募する場合、「応募グループ代表企業」の部分については登記されているA企業の代表者印とすればよろしいでしょうか。また、その際、復代理人とは当日、入札書を持参する人物Eとすればよろしいですね。万一、静岡市への入札登録している者（具体的にはA法人の静岡支店長Fとなっている場合）とする場合にはその具体的な記載方法をご教示願います。	前段：ご理解の通りです。 後段：ご理解の通りです。
28	24	18	「グループ構成企業表」について、構成員及び協力企業の欄が足りなくなり、欄を追加・作成した際それが複数枚にわたる場合、それぞれの枚数に「グループ構成企業表」「平成**年*月*日」及び「応募グループ名」を記したあと、「構成員」及び「協力企業」を記載するという様式でよろしいでしょうか。	No18参照。
29	26	20	「承諾書」について、構成員及び協力企業の欄が足りなくなったときは、欄を追加・作成するということよろしいでしょうか。また、その際それが複数枚にわたる場合、承諾書の頭の文章である「平成19年度、、、下記事項について承諾いたします。」と「記」以下「1」・「2」・日付と「あて先」は省略し、「構成員」「協力企業」を記載・押印するという様式でよろしいでしょうか。	No18参照。

番号	頁	記号	質問等	回答
30	30	25	「各種調査に関する提案書」について、「各種調査」が複数調査になる場合、それぞれの調査ごとに「A4判タテ2枚以内」ということなのか、複数調査全体で「A4判タテ2枚以内」に収めるといことなのか、どちらでしょうか。	記載要領2を「各種調査ごとに1枚ずつ作成すること。」に変更します。
31	35	29	機器リスト等の資料の添付を求められておりますが、資料のフォーマットはA4判タテもしくはA3判ヨコのA4折り込みのどちらかの事業者提案としてと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	35	29	説明図、機器リスト等の資料は指定枚数に含まないと考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
33	35	29	説明図、機器リスト等の資料はA4判縦で設計・建設計画提案書の末尾にホチキス綴じすると考えてよろしいか。	別冊としてください。
34	41	35	必要に応じて枚数を増やした場合、A4判3枚以上になってもかまわないか。	No2参照。
35	42	35	「内部仕上表」について、「A4判ヨコ」となっておりますが、「A4判ヨコ」のまま「A4判タテ」と同じように綴じるといことによろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
36	42	35	必要に応じて枚数を増やした場合、A4判3枚以上になってもかまわないか。	No2参照。
37	42	35	提示された内部仕上げ表の様式には受け付け番号記入欄がないが、記入の必要はないと考えてよろしいか。	左上に受付番号を記入して下さい。
38	43	36	「求積図」のスケールの指定はありますでしょうか。	1/800とします。 なお様式36を変更します。
39	44	37	「諸室リスト・面積表提案書」は「A4判ヨコ」となっておりますが、複数枚となる場合、「A4判ヨコ」を「A4判タテ」に綴じこむといことによろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	44	37	提示された内部仕上げ表の様式がA4判横になっているが、この向きで綴じると考えてよろしいか。	No35参照。
41	44	37	様式に枚数指定がありませんが、室ごとに行数を増やした場合、枚数がA4判4枚以上になってもかまわないか。	ご理解の通りです。
42	44	37	大ホールの客席を数値で示す場合、オーケストラピット「使用時」と「不使用時」は分けて記載するといことによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	44	37	寸法を記載する場合、単位は「メートル」でよろしいでしょうか。	説明書はメートル、図面はミリメートルとします。
44	44	37	5頁2「入札時提出書類の作成要領(1)」に各様式に枚数指定がないものは2枚以内とありますが、各室諸元は枚数自由でよろしいでしょうか。また、各室諸元は様式372と同様に縦使いに変えてもよろしいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：諸室諸元はA4横にて作成して下さい。
45	50	41	記載項目に光熱費縮減の具体的目標がありますが、光熱水費は事業者負担なので目標と実績が乖離しても、事業者が頂くサービス購入料と光熱水費の実績値との乖離が生じ事業採算に悪影響を与えるという問題は生じないので、目標金額の記載は意味のないものとなる可能性があります。よって目標金額を記載項目からはずしていただくか、水光熱費用もサービス購入料に入れていただくかのご検討をお願い申し上げます。	変更予定はありません。
46	52	43	5頁2「入札時提出書類の作成要領(1)」に各様式に枚数指定がないものは2枚以内とありますが、設備備品一覧提案書は枚数自由でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
47	70	61	「別途様式406から408および502を用いて」とありますが、事業計画提案書に属する様式406～408、502を様式61の後にも添付する必要がある、といことでしょうか。	様式406～408及び502を様式61の後ろに再掲する必要はありません。
48	75	66	株主による劣後ローンを予定する場合、2-1～2-3のいずれに記載すれば宜しいでしょうか。	事業者にて判断して下さい。

番号	頁	記号	質問等	回答
49	76	67	出資金の調達方法の「出資の種類」とは、どのような内容を記載すれば宜しいでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
50	78	69	5頁2「入札時提出書類の作成要領(1)」に各様式に枚数指定がないものは2枚以内とありますが、設備備品一覧提案書は枚数自由でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
51	80	71	様式71は「上記以外の事業リスクへの対応策に関する提案書」となっておりますが、当様式と様式69、様式70との関係をご教授願えないでしょうか。 様式69で事業者が想定するリスク及び対応方法を記載し、その方策のうち、特に保険については様式70で具体的な内容を記載することになっていると理解いたします。それ以外として様式71ではどのような内容を記載すれば良いか例示願えないでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
52	82	73	欄外に「応募グループの構成員及び協力企業以外の協力企業についてはすべて記載すること。」との記載がありますが、どのような企業を記載すればよろしいでしょうか。また、「協力企業以外の協力企業」の定義をお示し願えないでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
53	10 ~14	5 ~9	設計・工事監理・建設・維持管理・運営の各実績は1件でよろしいでしょうか。それとも複数件あげるのでしょうか。	実績は1件の提出で可とします。
54	10 ~14	5 ~9	同一業務を複数の者で行う場合は、各者の各々の実績を提出するのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、グループとしての実績は同一業務の主たる業務を実施する少なくとも1社が実績を備えていれば可とします。
55	41 42	35	5頁2「入札時提出書類の作成要領(1)」に各様式に枚数指定がないものは2枚以内とありますが、内外装仕上提案書は枚数自由でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
56		401	維持管理費(サービス購入料D)は、内訳の費用の合計から事業者が直接収受する「利用料収入」を除いた額(特定事業仮契約書案 P71)となりますが、当様式ではどのように記載すれば宜しいでしょうか。	運営費に利用料収入の欄を追加します(契約に関する質疑No83参照)。
57		401	光熱水費はいずれの費目に記載すれば宜しいでしょうか。	運営費に光熱水費の欄を追加します(契約に関する質疑No78参照)。
58		401	「施設整備費のうち起債対象分を除いた費用」に記載のある「市が割賦で支払うことによって必要な金利支払額その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」と(その他の費用)として計上されている「割賦手数料」との違いをお示し願えないでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
59		401	「施設整備費のうち起債対象分を除いた費用」に記載のある「基準金利」「スプレッド」については金額は記載せず、備考欄に金利等の詳細を記載するとの理解で宜しいでしょうか。	金額を記入した上で、備考欄に具体的な金利を記載してください。
60		408	「サービス購入料収入」は上段の収入欄に記載すれば宜しいでしょうか。また、運営収支ということであれば、「収入合計-費用合計」を示す必要はないでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：事業者にて判断して下さい。
61		409	参考指標のパターン1とパターン2はLLCRのみ計算が異なるという認識で宜しいでしょうか。また網掛けはどのように理解すれば宜しいでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
62		406 407	消費税の扱いについて (様式全般)金額を記入する様式は税抜き表記という理解のもと、利用料金等についてお考えをお示しただけで宜しいでしょうか。 例えば、様式406や407の利用料金は税抜きすなわち外税ということになり、実際の運営の際には端数がでてしまい利用者にとっては勝手の悪さが伴うという点もご納得いただいております。これらの様式は事業計画という観点のみを比較・審査するという理解でよろしいでしょうか。	消費税を含んだ金額として、必要に応じて消費税額を別掲して下さい。なお、利用料金については、10円未満を切り捨てとして下さい。
63		408 ~410	事業期間終了後のSPC解散や最終のサービス購入料支払い等が平成38年度になりますが、欄を増やしても宜しいでしょうか。または平成37年度に記載した方が宜しいでしょうか。	市によるサービス購入料については、n年度の上期分及び下期分を該当するn年度に支払を受けるものとして記載して下さい。解散については事業者にて判断して下さい。
64		406	利用料金の時間区分設定は自由提案との理解でよろしいでしょうか?	No3参照。